

# 優生手術年報

(平成 年分)

厚1-4-3-1  
昭和51年12月17日登録

作成年月日

都道府県名

区 分		20 歳 未 満	20 } 24 歳	25 } 29 歳	30 } 34 歳	35 } 39 歳	40 } 44 歳	45 } 49 歳	50 歳 以 上	不 詳	計
男	第 3 条 該 当	第 3 条 第 1 号 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの→平成 8 年 9 月 26 日から削除 第 2 号 本人又は配偶者の 4 親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの→平成 8 年 9 月 26 日から削除 第 3 号 本人又は配偶者が、らい疾患にかかり、かつ子孫にこれが伝染するおそれのあるもの→平成 8 年 4 月 1 日から削除 第 4 号 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの 第 5 号 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの 第 4 条 医師は、診断の結果、……………疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優性手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。→平成 8 年 9 月 26 日から削除 第 12 条 医師は、……………遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 20 号（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第 21 条（市町村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。→平成 8 年 9 月 26 日から削除									
	第 1 号該当										
	第 2 号該当										
	第 3 号該当										
	第 4 号該当										
	第 5 号該当										
	小 計										
	計										
女	第 3 条 該 当	第 1 号該当 第 2 号該当 第 3 号該当 第 4 号該当 第 5 号該当 小 計									
	第 1 号該当										
	第 2 号該当										
	第 3 号該当										
	第 4 号該当										
	第 5 号該当										
	小 計										
	計										
第 4 条 該 当											
第 12 条 該 当											
計											
合 計											

# 人工妊娠中絶年報

(平成 年分)

厚1-4-3-2  
昭和53年10月31日登録

作成年月日

都道府県名

	区分	20歳未満	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳以上	不詳	計
満7週以前	第1号該当	第1号 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの→平成8年9月26日から削除									
	第2号該当										
	第3号該当										
	第4号該当										
	第5号該当										
	計										
満8週～満11週	第1号該当	第3号 本人又は配偶者がらい疾患にかかっているもの→平成8年4月1日から削除									
	第2号該当										
	第3号該当										
	第4号該当										
	第5号該当										
	計										
満12週～満15週	第1号該当	第4号 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの									
	第2号該当										
	第3号該当										
	第4号該当										
	第5号該当										
	計										
満16週～満19週	第1号該当	第5号 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの									
	第2号該当										
	第3号該当										
	第4号該当										
	第5号該当										
	計										
満20週・満21週	第1号該当										
	第2号該当										
	第3号該当										
	第4号該当										
	第5号該当										
	計										
不詳											
合計											